

亀姫との結婚



(天正元年)八月二十日 徳川家康、奥平定能・信昌に三河・遠江国の所領を安堵し、新知行を与えることを誓約する。

九〇一 徳川家康起請文写 譜牒余録卷二七

敬白起請文之事

一 今度申合候縁辺之儀、来九月中ニ可有祝言候、如此ノ上ハ、御進退善悪共ニ見放申聞敷事

一 田嶺跡職、同菅沼常陸守・同新次郎・同伊賀・林紀伊守、其外諸親類・諸被官知行并遠州知行共ニ渡進之候、然者彼知行之内、松平備後守・菅沼十郎兵衛・同藤三を始、其外方々へ随出置候、田嶺跡職一円ニ其方へ進置候上ハ、一所も無相違、則当所務より渡可申事、付、野田へ之儀、筋目次第可申付事

一 長篠諸職、同諸親類・諸被官、遠州知行共ニ渡進之候、付、根田、かうち、御渡野、大塚、如先々返可申事

一 新知行三千貫進置候、此内半分三州にて、半分八遠州河西にて、合三千貫文、以本帳面当所務より渡可進事

一 三浦諸職之儀、氏真へ御断申届可申合事

一 信長御起請文取可進之候、信州伊奈郡之義、信長江も可申届事、付、質物替之事、相心得候事

(以下略)

(愛知県史 資料編11)